

多治見市公告第8号

日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託にかかる事業者選定プロポーザル審査を次のとおり行う。

令和 7年 5月 29日

多治見市長 高木 貴行

記

選定審査の目的	「日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施する。
事業番号	多高福委第40号
事業名	日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託
履行場所	岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 他
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
事業概要	1 日常生活圏域ニーズ調査等分析業務 2 高齢者保健福祉計画策定業務委託
参加条項を示す場所	多治見市役所市民福祉部高齢福祉課
選定審査に参加する者に必要な資格	次の条件をすべて満たすこと。 (1) 令和7年5月1日時点において、多治見市の入札参加資格者名簿に登録していること。 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。 (4) 本プロポーザルの実施期間中において、本市から指名停止の措置を受けていないこと。 (5) 公示日から過去5年以内に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていないこと。 (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。 (7) 令和元年度以降に、多治見市と同等規模の団体の介護保険事業計画策定実績を有していること、また、県内または全国の自治体で第9期介護保険事業計画実績があることが望ましい。

スケジュール	<p>説明書・様式の配布 令和7年5月29日～同年6月18日</p> <p>質問受付期間 令和7年5月29日～同年6月10日午後3時必着</p> <p>提案書類受付期間 令和7年6月13日～同年6月18日午後5時必着</p> <p>ヒアリング 令和7年6月27日</p>
募集要項の配布	<p>(1) 配布場所 多治見市ホームページ</p> <p>(2) 配布期間 令和7年5月29日～同年6月18日</p> <p>(3) 配布方法 多治見市ホームページからダウンロード</p>
質問書の提出並びに質問に対する回答	<p>「日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託プロポーザル実施要領」に基づき、質問書をメールにて提出すること。</p> <p>(1) 受付期間 令和7年5月29日～同年6月10日午後3時必着</p> <p>(2) 提出方法 高齢福祉課へ電子メールにより提出。 E-Mail : koureifukusi@city.tajimi.lg.jp</p> <p>(3) 回答方法 質問内容集約後、令和7年6月13日（予定）までに多治見市ホームページで回答する。</p>
提案書等の提出	<p>「日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書及び提案書等を提出すること。</p> <p>(1) 提出期限 令和7年6月13日～同年6月18日午後5時必着</p> <p>(2) 提出方法 高齢福祉課へ持参または郵送すること。 なお、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。 住所：〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地</p>
選定審査の日時	<p>「日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託プロポーザル実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(1) 日時 令和7年6月27日（金） ※開始時間、終了時間とも未定（参加者数による）</p> <p>(2) 会場 多治見市役所駅北庁舎 4階第2会議室</p>
選定審査の中止	<p>天災その他やむを得ない理由により、選定審査を中止することがある。この場合における損害は、各参加者の負担とする。</p>
その他	<p>1 提案書提出期限後の提案書・見積書の訂正は認めない。</p> <p>2 提出された書類は、返却しない。</p>